

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)施行令」の一部が改正され、水銀含有ばいじん等の適正処理にあたり、新たな対応措置が必要となります。
(施行日 平成29年10月1日)

1. 水銀含有ばいじん等の対象

特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物で、以下の条件に該当するものです。

廃棄物の種類	基準
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀(注)を15mg/kgを超えて含有
廃酸・廃アルカリ	水銀(注)を15mg/Lを超えて含有

(注)水銀化合物に含まれる水銀を含みます。

2. 新たな対応措置内容(主なものを抜粋)

通常の産業廃棄物の措置に加え、新たな対応措置が必要となります。

項目	必要な記載事項等
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記する。
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれること、また、その数量を記載する。
廃棄物保管場所の掲示	産業廃棄物の種類欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)に基づく産業廃棄物の溶出試験・含有試験についてのお問い合わせは、下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士、城所 亨

環境分析課 池田博一、入野一人

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 水銀含有ばいじん等の対象

水銀又はその化合物に汚染されたものが廃棄物となったものが水銀汚染物ですが、そのうち、特別管理産業廃棄物(※)に該当しない廃棄物で、次の条件に該当するものが水銀含有ばいじん等として扱われます。また、**水銀を一定以上含む水銀含有ばいじん等は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられています。**

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^注 を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀 ^注 を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 ^注 を15mg/Lを超えて含有するもの	水銀 ^注 を1,000mg/L以上含有するもの

注 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

(※) 特別管理産業廃棄物

水銀汚染物のうち、次の条件に該当するものです。

廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	特定施設から排出されるもので、水銀の溶出量が0.005mg/Lを超えるもの
廃酸・廃アルカリ	特定施設から排出されるもので、水銀の含有量が0.05mg/Lを超えるもの

2. 水銀含有ばいじん等に関する新たな措置

項目	必要な記載事項等
業の許可証	取り扱う廃棄物の種類に「水銀含有ばいじん等」が含まれることが必要です。 注)平成29年10月1日時点で、これらの廃棄物を取り扱っている場合、変更許可は不要です。
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記する。 注)平成29年10月1日以前に、契約締結している委託契約書については、新たに契約変更等をする必要はありません。
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれること、また、その数量を記載する。
廃棄物保管場所の掲示	産業廃棄物の種類欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記する。
帳簿	「水銀含有ばいじん等」に係るものであることを明記する。
処理の委託	①「水銀含有ばいじん等」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託する。 ②水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な業者へ委託する。
処分・再生	①水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとる。 ②水銀回収の対象となる水銀含有ばいじん等については、ばい焼設備によりばい焼、又はその他の加熱工程により水銀を回収する。